

ケ 競争的対話の実施 (12)

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設けることを予定している。

具体的な実施方法等は入札公告時に提示する。

コ 入札提出書類(提案書)の提出 (13)

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を提出する。提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

サ 落札者の決定および公表 (14)

選定委員会において入札参加者からの提案書の審査・検討を行う。県は、選定委員会の結果を踏まえ、サービスの質や地域経済の活性化への配慮等について総合的に評価を行ったうえで落札者を決定する。

なお、結果については入札参加者に通知するとともに、県ホームページ等で公表する。

シ 基本協定の締結、仮契約の締結 (15・16)

県は、落札者と基本協定を締結し、落札者~~、~~または落札者の構成員により設立される特別目的会社(SPC)と仮契約を締結する。

ス 本契約の締結(17)

仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者の構成

a 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者を含むグループであること。~~以下、グループを構成する者を「構成員」という。~~

~~また、落札者となった入札参加者もしくは落札者となった入札参加者が設立する特別目的会社(SPC)から直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。~~

b SPCを設立しない場合、入札参加者のグループを構成する企業を「構成員」という。

c SPCを設立する場合、入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

(イ) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、参加表明時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。グループの中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続きを行う

こと、また本事業を遂行する上で中心的な役割を担うこと。

(ウ) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(エ) SPCの設立について

落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立することができる。

SPCを設立する場合は、**滋賀県内に設立すること**、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率は100分の50を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

(オ) 構成員の変更等について

資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員および協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承認を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）および協力企業の変更・追加ができるものとする。

(カ) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(ア) 入札参加者の参加資格要件（共通）

- a PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 入札参加者に必要な資格等（別途告示予定）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- d 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (a) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (c) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (d) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (e) 銀行取引停止処分がなされている者
- e 法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

- f 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県庁舎等管理業務委託関係入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- g 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号に該当する者でないこと。
- h 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者および同社の子会社または親会社である者でないこと。
 - ・日本経営システム株式会社
 - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - ・日本経営システム・みずほリサーチ&テクノロジーズJVが本アドバイザー業務の一部を委託している以下の事業者
 - 株式会社那の津寿建築研究所
 - TMI総合法律事務所
- i 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。

(イ) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者は、上記(ア)の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

a 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)から(b)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)から(b)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 平成19年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延べ面積3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする）の建築基準法で定める、■小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校、大学又は高等専門学校の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

b 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)から(e)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)から(e)の要件を満たし、他の者は(a)および(f)の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。
- (c) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,100点以上であること。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）で明らかにする。

(3) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）

県は、要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、選定事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任および費用負担により行うこととする。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりであり、モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

ア 設計段階

県は、設計中および設計の完了時に、選定事業者の設計内容が、要求水準書および事業契約（以下、「要求水準書等」という。）で定める水準を満たしているか確認する。**なお、設計が年度にまたがる場合は、県は年度末の出来形について確認する。**

イ 建設段階

県は、選定事業者による工事施工および工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認する。建設中に、選定事業者により建設された本施設が要求水準書等で定める水準を満たしているか確認する。また、選定事業者の経営状況および財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

ウ 毎年度末

県は、事業期間の毎年度末に、選定事業者による各業務の執行状況について出来形の確認をする。

エ 工事完成・施設引渡し段階

県は、完成した施設が要求水準書等で定める水準を満たしているか否かについて確認を行う。

オ モニタリングの結果に対する対応

県によるモニタリングの結果、要求水準書等で定める水準を満たしていない場合、県は選定事業者に速やかな改善を求めるとともに、未達成に応じて支払い金額の減額等を行う場合がある。選定事業者は県の改善勧告に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

(1) 立地条件

所在地	滋賀県米原市梅ヶ原2230
現況	更地
敷地面積等	0.8ha (8,000m ²)
敷地所有者	米原市
地域地区	準工業地域 (指定建ぺい率80%/容積率300%)
その他	埋蔵文化財包蔵地外 (文化財保護法)
交通アクセス	JR東海 東海道新幹線、JR西日本 琵琶湖線・北陸本線、近江鉄道 米原駅 より徒歩5分 (現長浜庁舎より約9km、現彦根庁舎より約8km)

(2) 施設構成の概要

滋賀県東北部工業技術センターの施設概要は次のとおりである。

基本計画に示した施設構成、配置はイメージであり、それに固執するものではない。

ゾーン	分類	諸室	配置条件
管理・運営 (本館棟)	職員専用 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室 (1-1) ・ 給湯室 (1-2) ・ 所長室兼応接室 (1-3) ・ コピー室 (1-4) ・ 事務用倉庫 (1-11) ・ 職員更衣室 (男女別) (1-12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関・展示交流ゾーンと近接 ・ 執務室 (1-1) と近接
	職員専用 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内機械室 (1-13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精密計測室 (1-17) と離隔 ・ 外部搬入用扉必要
	職員専用 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書・資料保管室 (3-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置制限なし ・ 分割配置可
玄関・展示交流 (本館棟)	企業利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示スペース ・ 玄関ホール ・ 交流・精算室 (1-5) ・ 技術相談室 (1-6) ・ 来庁者用更衣 スペース・ロッカ ー室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室 (1-1) と近接 ・ オープンサロン (I-1-3) に容易に立ち寄ることができること
セミナー・ミーティング (本館棟)	企業利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室 (3-11) ・ 研修室 (3-12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接のこと ・ 階段もしくはエレベーターに近接のこと
評価分析・観察 (本館棟)	設備開放 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ X線装置・ICT研究室 (1-7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部搬入用扉必要

ゾーン	分類	諸室	配置条件
	バルブ実流試験 (工場棟C)	・バルブ実流試験室 (C-1)	・別添バルブ実流試験機仕様を参照のこと
共同研究・開発 (イノベーション創出支援棟)	情報交流 1	・オープンサロン (I-1-3) ・倉庫	・近接のこと ・玄関・展示交流ゾーンから容易に立ち寄ることができること
	情報交流 2	・サテライト室 (I-2-2)	・配置制限なし
	試作開発 1	・オープンラボ 1 (I-1-4) ・オープンラボ 2 (I-1-5)	・外部搬入用扉必要 ・入居企業による利用想定
	試作開発 2	・オープンラボ 3 (I-3-34) ・オープンラボ 4 (I-3-45)	・オフィスと近接のこと ・入居企業による利用想定
	オフィス	・オフィス 1 (I-3-2) ・オフィス 2 (I-3-3) ・給湯室 (I-3-56) ・収納ロッカー (I-3-67)	・試作開発 2 と近接のこと ・入居 組合等 企業による利用想定
外構		来客用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場、正門、柵等	

※ゾーンの () 内は、基本計画における棟を表している。

※分類は、原則として近接していることが望ましい室群を表す。

ただし、配置制限がない諸室については、これに依らず配置可能とする。

別紙1 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
共通に関連するリスク						
	1	入札リスク	入札説明書の誤り、入札手続きの誤りに関するリスク	●		
	2	契約締結リスク	契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合のリスク	●	●	※1
	3	資金調達リスク	県が資金を確保できないことによる支払の遅延不能のリスク	●		
			選定事業者が必要とする資金を確保できないリスク		●	
	4	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更ないし中止となるリスク	●		
	5	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令(税制度を除く。)の変更、新設に伴うリスク	●		
			上記以外の法令(税制度を除く。)の変更		●	
	6	税制変更リスク	消費税率の変更、資産保有等に係る税制度変更、新税の設立に伴うリスク	●		
			選定事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率の変更)、新税の設立に伴うリスク		●	
	7	許認可取得リスク	県の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		●	
	8	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施することおよび県からの提示条件に起因するもの	●		
			上記以外の選定事業者が行う業務に起因するもの		●	
	9	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの	●		
			選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの		●	
	10	環境リスク	県が行う業務による環境の悪化によるもの	●		
			選定事業者が行う業務による環境の悪化によるもの		●	
	11	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		●	
	12	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による事業の延期・中止・変更および費用の増加	●	●	※2
	13	【欠番】金利変動リスク	基準金利確定日までの金利変動リスク	●		
			基準金利確定日以降の金利変動リスク		●	